

回 (年 度)	問 題
第72回 (4年)	<p>問1 次の(1)及び(2)の問に答えなさい。</p> <p>(1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。</p> <p>(2) 消費税法上の「価格の表示」について、義務付けられる対象者、対象となる取引及び対象から除かれている取引に触れながらその内容を述べ、それを踏まえて次のイ～ニの価格が、当該「価格の表示」の対象となるかどうかを答えなさい。なお、解答に当たって、価格の具体的な表示例に触れる必要はない。</p> <p>イ スーパーマーケットのチラシに表示する価格</p> <p>ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格</p> <p>ハ 見積書に表示する価格</p> <p>ニ 口頭で伝える価格</p> <p>問2 日本国内に本店を有する株式会社A（以下「A社」という。）の次の(1)～(5)の取引に関する消費税法令上の適用関係について、その理由を示して簡潔に答えなさい。</p> <p>(1) A社は、日本国内に本店を有する株式会社B（以下「B社」という。）のインドネシア共和国に所在する工場から商品を仕入れ、これを日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの発注者である外国法人Cに納品している。なお、この取引については、A社の本店で仕入れ・売上げを計上しており、また、A社とB社との間の売買は、国内において、B社の本店から託送中の商品に係る船荷証券の譲渡を受けて、商品代金を支払っている。</p> <p>(2) A社が製造する部品aの特許権は、アメリカ合衆国及びフランス共和国の二国のみで登録されている。A社は、アメリカ合衆国の外国法人Dに対し、同国で登録された特許権を譲渡し、その対価を受受した。</p> <p>(3) A社は、A社の出資先である外国法人E（以下「E社」という。）の株式を国内に本店を有する株式会社Fに譲渡し、その対価を受受した。なお、E社は株券を発行していないためA社はその株券を有しておらず、また、E社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。</p>

回 (年 度)	問 題
第72回 (4年)	<p>(4) A社は、シンガポール共和国の外国法人G（以下「G社」という。）に対して現地通貨で金銭を貸し付けている。A社は、貸付金に係る利息をG社から收受し、A社の本店で受取利息として計上している。</p> <p>(5) A社は、アメリカ合衆国に本店を有し書籍の販売業を営む外国法人H（以下「H社」という。）から、インターネットを介して事業者向けの専門誌（電子書籍）の配信を受け購入した。なお、H社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはない。</p> <p style="text-align: right;">(50点) (答案用紙：6枚)</p>